

4	フ リ ー ロ ー ン
---	-------------

平成30年12月3日現在

商 品 名	⑨フ リ ー ロ ー ン (しんきん保証基金の保証付)
-------	--------------------------------

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫営業区域内に居住し、年齢満20歳以上の方で、最終返済時の年齢が満75歳以下である者。 ・安定継続した収入がある方。 ・しんきん保証基金の保証を得られる方。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で文化的な生活を営むために必要な資金とします。 ・事業性資金及びおまとめ資金も利用可能です。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい。</p>
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・500万円以内（1万円単位、単位未満切り上げ可）
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上10年以内
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利とし当金庫所定の融資利率を適用させていただきます。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元金均等払い・元利均等払いのいずれかのご返済方法となります。 ・ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・元金返済の据置期間は6か月の範囲内とします。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金所定の保証料が必要となります。 ご融資金額およびご融資期間、各プラン等により異なります。 なお、保証料は融資利率に含まれております。 ※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。
保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、保証人は必要ありません。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可

	能です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>※現在のご融資利率やご返済額の試算等の詳しい内容については、当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>